

現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類について（お知らせ）

令和 7 年 12 月 1 日をもって、「健康保険被保険者証」が使用できなくなることに伴い、工事請負契約締結の手続きにおいて求めている「現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類」について、令和 7 年 12 月 2 日以降、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更日

令和 7 年 12 月 2 日以降に契約監理課に提出するものから

2. 雇用関係を示す書類として認めるもの

- ・ 監理技術者資格者証の写し
- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 上記による書類が提出できない場合は、上記に準ずる書類（個別相談）

※雇用関係に疑義がある場合は、追加の書類提出を求める場合があります。